

**「令和7年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン
全国宣伝販売促進会議及びエクスカーションに係る宿泊・運送等の企画及び実施準備業務」
受託候補者特定に係る実施要領**

1 趣旨

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）第3条の規定に基づき、「神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議及びエクスカーションに係る宿泊・運送等の企画及び実施準備業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続き等について、神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会会計処理規程、実施要綱に定めのあるものの他、この実施要領に定める。

2 実施の公表

実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

3 提案書の内容

提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 業務実施体制
- (4) 当該業務に対する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

4 公募型プロポーザル方式適用事由

当該業務委託は、提案事業者の実績を踏まえ、神奈川・横浜の観光コンテンツに関する専門的な知識や同種または類似業務に係る専門的なノウハウなどを総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により業者の特定を行う。

5 公募条件

本プロポーザルに提案できる者は、神奈川県入札参加資格者名簿、横浜市一般競争入札有資格者名簿、公益財団法人横浜市観光協会賛助会員名簿、いずれかに登録ある者とする。

6 評価委員会

- (1) 構成（実施要綱第4条第1項及び第2項に基づき以下の者をもって構成する）

委員長	神奈川県文化スポーツ観光局観光課	観光プロモーション担当課長
委員	横浜市にぎわいスポーツ文化局	観光MICE振興課担当課長

公益社団法人神奈川県観光協会 事務局長

公益財団法人横浜市観光協会 事業推進課長

※評価委員は変更となる場合がある。

(2) 審査方法

ア 評価委員会は、企画書等による書類審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。

イ 必要に応じ、応募者に対して個別に応募書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(3) 書類審査での評価を、神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会業者選定委員会に報告し、当該業務委託に最も適した者を特定する。

(4) 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

7 資格確認

参加意向申出書の提出があった事業者の提案資格については、実施要綱第5条に基づき、提案資格を有する者であるか否かを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

8 提案の依頼について

依頼において、原則として提案書作成要領及び業務説明資料に明示する。

また、提出書類の形式及び提出期限は、下記のとおりとする。

(1) 提出書類の形式

提案書等については、紙媒体及び電子データ（PDF）での提出とする。

(2) 提出期限

令和7年10月31日（金）午後5時まで（必着）

（紙媒体は郵送又は持参、電子データ（PDF）は電子メールにより提出）

9 評価基準

評価委員会は、実施要綱第4条第4項に基づき、提案書評価基準・評価表により評価を行う。

附則

この要領は、令和7年10月6日から施行する。